

## 第2章 障害福祉サービスの内容と見込量

### 1 障害福祉サービスの体系

第7期計画における障害福祉サービス等の体系は【図18】のとおりです。サービスには、障害者総合支援法に基づくものと、児童福祉法に基づくものがあります。

【図18:障害福祉サービス等の体系】



また、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付と地域生活支援事業の全体像は、【図19】のとおりです。

自立支援給付は、障害種別にかかわらず、障害者の自立支援を目的に全国共通に提供されるサービスです。介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療及び補装具費の支給から成ります。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障害者の自立した地域生活を支援するために実施する事業です。必須事業と任意事業があり、地域の特性に応じて、柔軟に実施できるものです。

**【図 19:自立支援給付と地域生活支援事業の全体像】**

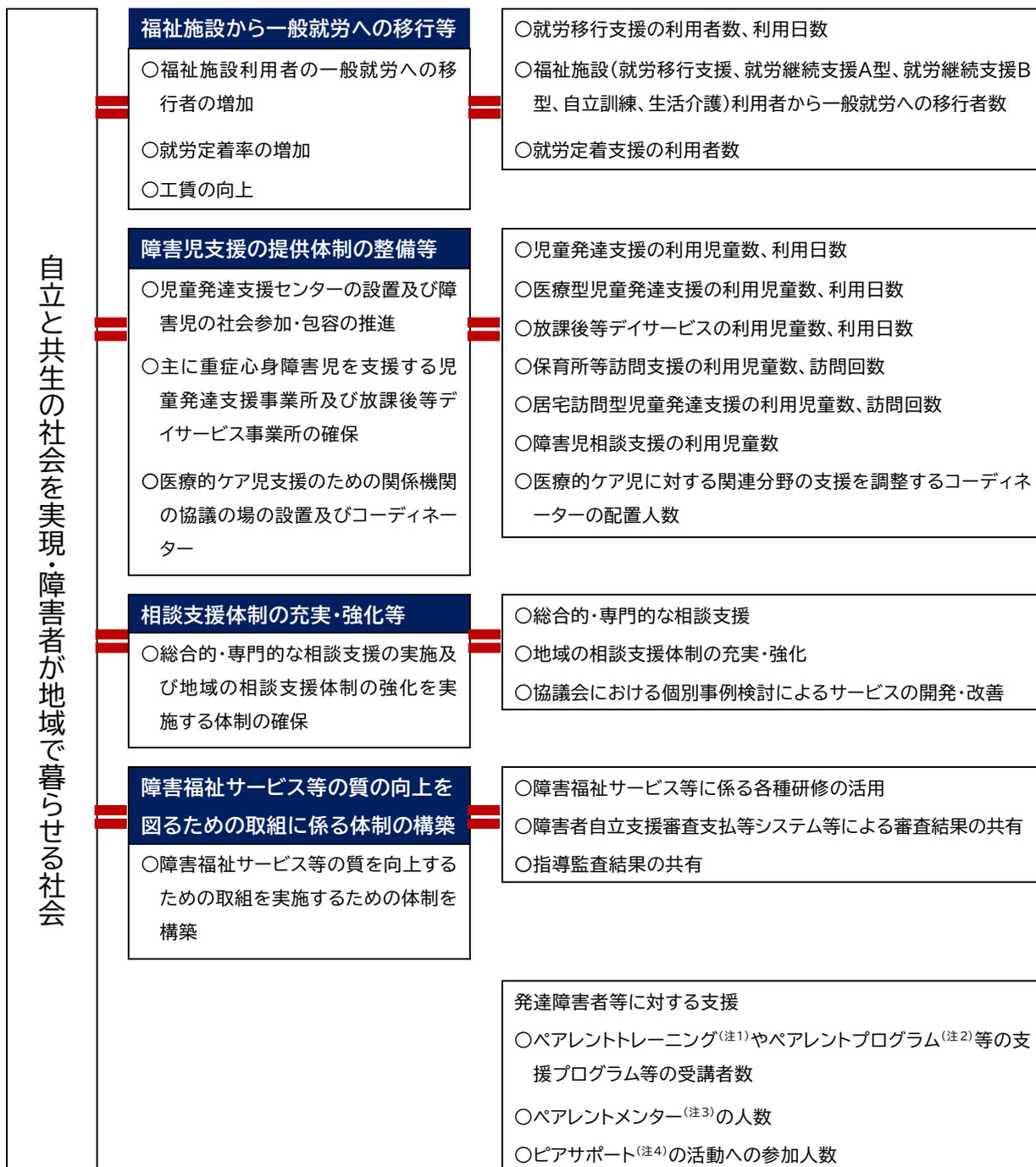
自立支援給付		地域生活支援事業																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr style="background-color: #003366; color: white;"> <th style="padding: 2px;">介護給付</th> </tr> <tr><td style="padding: 2px;">居宅介護</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">重度訪問介護</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">行動援護</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">同行援護</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">療養介護</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">生活介護</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">短期入所</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">重度障害者等包括支援</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">施設入所支援</td></tr> <tr style="background-color: #003366; color: white;"> <th style="padding: 2px;">地域相談支援給付</th> </tr> <tr><td style="padding: 2px;">地域移行支援</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">地域定着支援</td></tr> <tr style="background-color: #003366; color: white;"> <th style="padding: 2px;">補装具費の給付</th> </tr> </table>	介護給付	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	施設入所支援	地域相談支援給付	地域移行支援	地域定着支援	補装具費の給付	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr style="background-color: #003366; color: white;"> <th style="padding: 2px;">訓練等給付</th> </tr> <tr><td style="padding: 2px;">自立訓練</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">就労移行支援</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">就労継続支援 A 型</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">就労継続支援 B 型</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">就労定着支援</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">自立生活援助</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">共同生活援助</td></tr> <tr style="background-color: #003366; color: white;"> <th style="padding: 2px;">計画相談給付支援</th> </tr> <tr><td style="padding: 2px;">計画相談支援</td></tr> <tr style="background-color: #003366; color: white;"> <th style="padding: 2px;">自立支援医療</th> </tr> <tr><td style="padding: 2px;">更生医療</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">育成医療</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">精神通院</td></tr> </table>	訓練等給付	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	計画相談給付支援	計画相談支援	自立支援医療	更生医療	育成医療	精神通院
介護給付																													
居宅介護																													
重度訪問介護																													
行動援護																													
同行援護																													
療養介護																													
生活介護																													
短期入所																													
重度障害者等包括支援																													
施設入所支援																													
地域相談支援給付																													
地域移行支援																													
地域定着支援																													
補装具費の給付																													
訓練等給付																													
自立訓練																													
就労移行支援																													
就労継続支援 A 型																													
就労継続支援 B 型																													
就労定着支援																													
自立生活援助																													
共同生活援助																													
計画相談給付支援																													
計画相談支援																													
自立支援医療																													
更生医療																													
育成医療																													
精神通院																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr style="background-color: #003366; color: white;"> <th colspan="2" style="padding: 2px;">市町村地域生活支援事業 必須事業</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">理解促進研修・啓発事業</td> <td style="padding: 2px;">意思疎通支援事業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自発的活動支援事業</td> <td style="padding: 2px;">日常生活用具給付等事業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">相談支援事業</td> <td style="padding: 2px;">手話奉仕員養成研修事業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">成年後見制度利用支援事業</td> <td style="padding: 2px;">移動支援事業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">成年後見制度法人後見支援事業</td> <td style="padding: 2px;">地域活動センター機能強化事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">※その他、任意事業あり</td> </tr> <tr style="background-color: #003366; color: white;"> <th colspan="2" style="padding: 2px;">都道府県地域生活支援事業 必須事業</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">専門性の高い相談支援事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">広域的な支援事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">※その他、任意事業あり</td> </tr> </table>		市町村地域生活支援事業 必須事業		理解促進研修・啓発事業	意思疎通支援事業	自発的活動支援事業	日常生活用具給付等事業	相談支援事業	手話奉仕員養成研修事業	成年後見制度利用支援事業	移動支援事業	成年後見制度法人後見支援事業	地域活動センター機能強化事業	※その他、任意事業あり		都道府県地域生活支援事業 必須事業		専門性の高い相談支援事業		専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業		専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業		意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業		広域的な支援事業		※その他、任意事業あり	
市町村地域生活支援事業 必須事業																													
理解促進研修・啓発事業	意思疎通支援事業																												
自発的活動支援事業	日常生活用具給付等事業																												
相談支援事業	手話奉仕員養成研修事業																												
成年後見制度利用支援事業	移動支援事業																												
成年後見制度法人後見支援事業	地域活動センター機能強化事業																												
※その他、任意事業あり																													
都道府県地域生活支援事業 必須事業																													
専門性の高い相談支援事業																													
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業																													
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業																													
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業																													
広域的な支援事業																													
※その他、任意事業あり																													

## 2 成果目標と活動指標の関係

第7期計画では、令和8年度(2026年度)を目標年度として、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づく7つの成果目標を設定しています。あわせて、計画期間(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))の各年度の障害福祉サービス・障害児支援等の各分野における取組の状況を分析するため、活動指標を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、計画の目標を実現していきます。

【図 16: 国の基本指針の理念及び成果目標と活動指標の関係】

基本指針の理念	成果目標	活動指標
自立と共生の社会を実現・障害者が地域で暮らせる社会	施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数</li> <li>○ 生活介護の利用者数、利用日数</li> <li>○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数</li> <li>○ 就労選択支援の利用者数、利用日数</li> <li>○ 就労移行支援の利用者数、利用日数</li> <li>○ 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数</li> <li>○ 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数</li> <li>○ 自立生活援助の利用者数</li> <li>○ 共同生活援助の利用者数・重度障害者の利用者数</li> <li>○ 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数</li> <li>○ 施設入所支援の利用者数</li> </ul>
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神障害者における地域移行支援の利用者数</li> <li>○ 精神障害者における地域定着支援の利用者数</li> <li>○ 精神障害者における共同生活援助の利用者数</li> <li>○ 精神障害者における自立生活援助の利用者数</li> <li>○ 精神障害者の自立訓練(生活訓練)</li> <li>○ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数</li> <li>○ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数</li> </ul>
	地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けたコーディネーターの配置</li> <li>○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数</li> <li>○ 強度行動障害者に対する調査と取組の実施</li> </ul>



注1 保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家庭支援のアプローチの一つ。トレーナーには専門知識が要求される。

注2 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事務所の職員等)が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。

注3 メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ養成研修を受けた保護者が、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を通し、共感的なサポートを行う。

注4 同じような共通項と対等制をもつ人同士の支え合いを表す。障害者やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流会などを行ったりすること。

### 3 成果目標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、障害者の自立支援のための地域生活移行や就労支援等への対応、また、障害児とその家族に対する障害児通所支援等の身近な地域における提供体制の整備等を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を進める観点から、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・一般住宅等に移行する人数の目標値を設定します。

##### 【福祉施設の入所者の地域生活への移行・施設入所者の削減数】

令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数は53人です。そのうち、6%以上(4人)が、令和8年度(2026年度)末までに地域生活へ移行することを目標値として設定します。また、令和8年度(2026年度)末時点の入所者数が、令和4年度(2022年度)末時点と比較して概ね1.7%(1人)減少し、52人になることを目標値として設定します。これは、地域移行者見込数(4人)だけではなく、新規入所者見込数(3人)もふまえると、その差し引き数(1人)が、実質の削減数となるためです。

引き続き、重度化・高齢化にも対応できる短期入所やグループホームなどの障害福祉サービス等の基盤整備に向けて、既存補助金の見直しや、市立施設の建て替え等に合わせた基盤整備の検討を実施します。あわせて、新規入所希望者についても、ケースワークを通じ地域生活の検討を進めること等により、施設入所者数の減少を図ります。

【表1:施設入所者の地域生活移行・施設入所者の削減数の目標値】

項目	数値	考え方
①入所者数 (基準値)	53人	令和4年度末時点
②削減数 (目標値)	1人	令和8年度末時点(③-④)
③地域移行者数(目標値)	4人	令和8年度末までの見込数
④新規入所者数(見込値)	3人	令和8年度末までの見込数
⑤入所者数 (目標値)	52人	令和8年度末時点(①-②)

## (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要である旨が記載されています。

地域包括ケアシステムの構築をさらに推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率の目標値を設定します。

本市では、平成30年度(2018年度)に箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会に「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設置し、また、「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」に参画し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保に努めています。引き続き、支援機関と連携して一層の地域移行の実現に取り組みます。

**【表 2:精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数】**

項目	令和8年度 目標値
平均生活日数	325.3 日

**【表 3：精神病床における1年以上長期入院患者数】**

項目	令和3年6月末 (基準値)	令和8年6月末 (目標値)
1年以上長期入院患者数	131 人	117 人

※大阪府の目標値

(8,193 人)を、令和 3 年 6 月末の市町村実績をもとに按分

**【表 4：精神病床における早期退院率】**

項目	令和8年度 目標値
入院後3か月時点の退院率	68.9%
入院後6か月時点の退院率	84.5%
入院後1年時点の退院率	91.0%

### (3)地域生活支援の充実

#### 【地域生活拠点等の機能の充実】

国が示す地域生活支援拠点等の機能は、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つです。

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能の一部を位置づけています。ただし、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担う体制としては不十分であるため、市立施設の建て替え等に併せて、機能の水準や充足状況について継続的に検証及び検討を行います。検証及び検討の場は、箕面市自立支援協議会及び箕面市障害者市民施策推進協議会とし、年2回実施します。

#### 【強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実】

強度行動障害者の支援体制の充実を図るために、強度行動障害者の実状や支援サービス等のニーズを把握して、支援体制の整備を行うことが必要となるため、実態調査を行い、当事者や家族等が抱える課題を集約し、大阪府強度行動障害者地域連携モデル等を参考に、地域課題を整理し、有機的な連携を図ることができるよう取組を推進します。

### (4)福祉施設から一般就労への移行等

障害者の就労を支援する観点から、就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労に移行する人数、就労定着率、就労継続支援B型事業所における工賃等の目標値を設定します。

引き続き、関係機関との連携、事業主の理解促進、職場実習の機会拡大や、障害者優先調達推進法に基づく取組を進め、障害者の雇用促進・就労支援の充実や、地域における自立生活の実現を図ります。

#### 【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】

就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労に移行する人数の目標値については、令和3年度実績の1.28倍以上の数値を、目標値として設定します。あわせて、就労移行支援を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、令和3年度実績の1.31倍以上の数値を、

就労継続支援A型を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、令和3年度実績の1.29倍以上の数値を、就労継続支援B型を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、令和3年度実績の1.28倍以上の数値を、目標値として設定します。

また、市内の就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる市内事業所数の割合について目標値を設定します。

**【表 5:福祉施設から一般就労への移行目標値】**

項目	令和3年度実績 (基準値)	令和8年度見込 (目標値)
福祉施設から一般就労移行人数	41人	54人

**【表 6:就労移行支援・就労継続支援から一般就労への移行目標値】**

項目	令和3年度実績 (基準値)	令和8年度見込 (目標値)
就労移行支援から一般就労移行人数	29人	38人
就労継続支援A型から一般就労移行人数	6人	8人
就労継続支援B型から一般就労移行人数	6人	8人

**【表 7:就労移行支援事業所のうち利用就労者に占める一般就労への移行割合目標値】**

項目	令和8年度 目標値
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行割合が5割以上の事業所数の割合	6割

**【就労定着率の増加】**

就職後の職場定着への支援を強化していく観点から、令和8年度(2026年度)における就労定着支援事業利用者数を令和3年度(2021年度)実績の1.41倍を目標として、就労定着支援事業の利用者数の目標値を設定します。

また、市内の就労定着支援事業所における就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。)が7割以上となる市内事業所数の割合について目標値を設定します。

**【表 8:就労定着支援事業の利用者数目標値】**

項目	令和3年度実績 (基準値)※	令和8年度見込 (目標値)
就労定着支援事業の利用者数	18人	33人

※令和4年3月利用分

**【表 9:令和8年度末時点の就労定着率目標値】**

項目	令和8年度末 目標値
就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分

**【就労継続支援B型事業所における工賃の平均額】**

就労継続支援B型事業所における工賃の平均額は、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。国の基本指針において、直ちに一般就労に移行することが難しい障害者が適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を図っていくことが望ましいとされています。

このため、市内の就労継続支援B型事業所に対して令和8年度(2026年度)の目標工賃額のアンケートを実施し、その平均値を平均工賃月額目標として設定します。

**【表 10:就労継続支援B型事業所の工賃の目標値】**

項目	令和3年度実績 (基準値)	令和8年度見込 (目標値)
平均工賃月額	13,851円	●円

## (5)障害児支援の提供体制の整備等

### 【児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容の推進】

#### ①児童発達支援センターの設置

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを少なくとも各市町村に1か所以上設置することを基本としています。

現在、福祉型児童発達支援センターと同等の機能を備えている児童発達支援事業所あいあい園を、市立病院リハビリテーションセンター内で運営していますが、令和7年4月、箕面市立病院の指定管理制度導入に伴い、あいあい園を市役所第二別館に移転し、障害児の外来リハビリテーションを行う診療所を併設した「箕面市立児童発達支援センター」として開設する予定です。地域における障害児支援の中核的な役割を担い、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上を図ります。

#### ②保育所等訪問支援の充実

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度(2026年度)末までにすべての市町村において、障害児の地域社会の参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努めることとされています。

本市では、保育所等訪問支援を実施する民間の障害児通所支援事業所が5か所あります。

また、市が運営する児童発達支援事業所あいあい園では、機能訓練を担当する総合保健福祉センター分室の療法士(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)や臨床心理士が、従前から保育所等を巡回し支援を要する子どもたちへの集団生活適応のための支援や保育士や教諭など訪問先のスタッフへの支援を行っています。令和7年4月に開設する予定の箕面市立児童発達支援センターでは、保育所等訪問支援を新たな事業として実施する予定であり、これらの体制を活かし、さらに障害児の地域社会への参加・包摂が推進するよう取り組みを進めます。

### 【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

大阪府は、府内の重症心身障害児数を障害児通所支援事業所の平均的な登録児数で除した数を参考に、大阪府の令和8年度(2026年度)末までの目標を設定し、各市町村に按分しました。本市では、児童発達支援事業所●か所、放課後等デイサービス事業所●か所の整備が求められています。

現在、市内には、既に両事業を実施する民間の障害児通所支援事業所が●か所あり、サービス提供量は満たされていますが、利用者のニーズに添ったサービス提供のため、ニーズに即した特色のある事業者参入の勧奨に努めます。

【表 11:主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の数の目標値】

項目	令和8年度 目標値
児童発達支援事業所数	●箇所
放課後等デイサービス事業所数	●箇所

### 【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

国の基本指針では、令和8年度(2026年度)末までに、各都道府県及び各市町村において、医療、障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名配置することが基本とされています。

本市では、令和元年度(2019年度)に、医療的ケア児を含む障害児に関連する協議の場である「早期療育事業推進会議」「支援連携協議会」「自立支援協議会相談支援部会」のそれぞれを、「医療的ケア児のための関係機関の協議の場」と位置づけています。医療的ケア児等コーディネーターについては、令和5年度現在、医療関係4名、福祉関係1名を配置しています。

令和3年の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の関係機関による協議の場の活性化を図ります。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、市町村は、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の緊密な連携を図る役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本としています。また、すべての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うことが目標に掲げられています。

本市では平成25年度(2013年度)に基幹相談支援センターを設置しており、平成29年度(2017年度)より箕面市社会福祉協議会への委託から市直営となりました。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化をめざします。

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入しているなか、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

国の基本指針では、令和8年度(2026年度)末までに、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保する取組等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

本市では、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化に努めるとともに、指導権者との協力連携、適正な指導監査の実施に取り組みます。